

大森西地域に子ども子育ての拠点を～(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備

平成28年に児童福祉法が改正され、都道府県や指定都市のほか政令で定める市のみにしか設置が認められていなかった児童相談所を、大田区でも設置することができるようになりました。これまで区は、子ども家庭支援センターを設置し、子育て相談や親子で過ごせる子育てひろば等、子どもと子育ての支援を行ってきました。これらの取組みに加え、大きな権限を有する児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」を新たに整備することで、地域の子どもを健やかに守り育てる取組みをさらに強化します。

I (仮称) 大田区子ども家庭総合支援センターのイメージ

児童相談所機能 + 子ども家庭支援センター
(相談機能) = (仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター

II センターの主な業務

- 1 18歳未満のあらゆる子どもの問題に対応
- 2 本人、家族、学校の先生、地域の方々など、どなたからの相談にも対応
- 3 ソーシャルワーカーや心理士、医師などの専門スタッフによる支援の実施
- 4 家族関係を再構築するための親子への支援

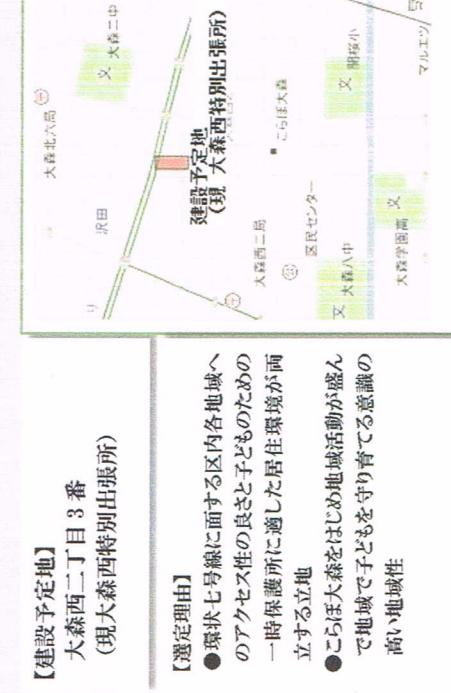
虐待等から子どもを守り育てる一時保護の実施

- 5 子どもの養育を支える里親や児童施設の利用支援
- 6 愛の手帳(知的障害者療育手帳)の判定
- 7 地域や関係機関との連携による虐待防止の取組み強化
- 8

III 施設の機能、規模

- 相談機能
- …・相談室、心理検査室、行動観察室等
- 一時保護所機能
- …・定員 30人 延床面積 1,900 m²程度

IV 建設予定地



V 建設スケジュール(予定)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
基本設計・実施設計					
建設工事					
開設					